

いーぶん

● 素敵なパートナーになるために ●

第17号

平成21（2009）年2月

特集

男女共同参画すごろく ~すごろくで知る男女共同参画の歴史~



平成13年に創刊した「いーぶん」も今回で第17号です。

この7年間で男女共同参画は、まだ十分とは言えないまでも徐々に社会に浸透してきているのではないのでしょうか。

今回の「いーぶん」は、まだ「男女共同参画」という言葉もなかった大正時代から現在までの男女共同参画の大きな流れ、歴史にスポットをあててみました。

すごろく形式ですので、みなさん、男女共同参画の歴史を学びながらゴールを目指しましょう！レッツスタート！！

男女共同参画すごろく



このサイコロの展開図を切り取ってサイコロを組み立てて使ってね!!

スタート

さあ、男女共同参画の歴史を振り返りながら、ゴールを目指そう!!

大正時代、男子普通選挙は実現したけど、女性に参政権はなかったんだ。
1回やすみ



昭和20年、やっと20才以上の男女に選挙権が認められたよ。
2マスすすむ

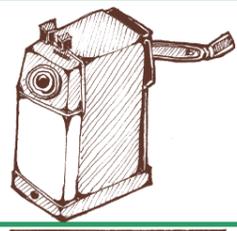
昭和初期、労働の面では男女間にまだまだ格差があったみたいだね。
2マスもどる



昭和21年、初めての女性の警察官が採用されたよ!
1マスすすむ

国連で、女性の人権に関する取組が進められたよ。

昭和中期、職場では、決められた男女の役割分担があって、まだ男女平等ではなかったんだ…トホホ…。
ふりだしにもどる



昭和35年、スリランカで、世界初の女性首相が誕生したよ。

昭和24年、第一回公務員採用試験で30名の女性が合格したよ!すごい!!
1マスすすむ

昭和24年、4月10日からの一週間が「婦人週間」と定められて、平成10年に「女性週間」に名前が変わったよ。



昭和38年、旧ソ連で初めての女性の宇宙飛行士が誕生したよ。

昭和中期、まだまだ様々な場面において、男女間で格差があったみたい…。
3マスもどる



大正時代から現在までの男女共同参画の歩みを見ながらゴールを目指そう!!



平成の時代に入って、いろんな面で、男女平等が意識されてきたみたい。もう少し!!
1マスすすむ

昭和61年、とうとう日本憲政史上初の女性党首が誕生したよ。

昭和終期になると、だんだん女性の社会進出が進んできたみたい。やったー。
1マスすすむ



昭和47年、男女雇用機会均等法の基になる「勤労婦人福祉法」が制定されたんだよ。
2マスすすむ



昭和39年、母子福祉法(昭和56年に母子及び寡婦福祉法に改称)が施行されたんだ。

平成6年、内閣総理大臣官房に、男女共同参画室が設置されたよ。



ゴールには、ぴったりで着くようにしてね!!

女性が社会進出するようになったけど、そこでの不平等な扱いが目立つようにもなったんだ…。
3マスもどる

「男は仕事、女は家庭」という考えに固執している人たちがまだいた!!残念!
ふりだしにもどる

平成13年「いぶん」が創刊されたよ!!
1マスすすむ

女性も男性もそれぞれ自分らしく生きる「ワーク・ライフ・バランス」という考え方が出てきたね。すばらしい!

仕事と家事の両立を支援する企業「ファミリー・フレンドリー企業」が増えてきたよ。
1マスすすむ

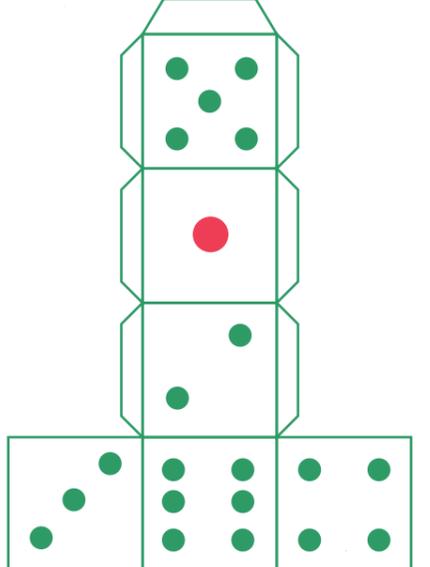
もうあと一歩!!

平成21年2月「いぶん」17号が発刊されたよ!

ゴール!!

今日に至るまでいろいろな出来事があったんだね。これからも自分らしい生活ができるよう、それぞれが心がけよう!

あと少し!



男女共同参画 キーワード

今回は、すごろくの中に出てくるいくつかのキーワードを取り上げます。
過去のいーぶんで取り上げたキーワードもありますので、もう一度見てみましょう!!



時代と共にキーワードも移り変わっていくんだね!

母子及び寡婦福祉法

・・・1964年(昭和39年)に制定された、母子家庭の児童の健全な心身の育成及び、かつて母子家庭の母であった配偶者のいない女性(寡婦)の健康で文化的な生活を保障することを目的とした法律。2002年(平成14年)の法改正に伴い、父子家庭の父親も措置の対象となった。

男女雇用機会均等法

・・・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律。

ワーク・ライフ・バランス

・・・女性も男性も仕事と自分の時間のバランスをうまくとって、仕事も自分の時間も充実させるという、1990年代初頭のアメリカで考え出された概念・政策。
(いーぶん第15号参照)

愛知県ファミリー・フレンドリー企業

・・・家事・育児と仕事の両立に対する支援を制度として掲げ、愛知県に登録している企業。(いーぶん第16号参照)

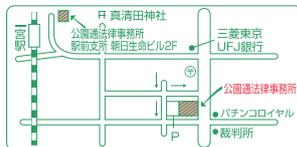


公園通法律事務所 弁護士法人
http://www.park-lo.com

本所 弁護士 瀧 康暢
弁護士 西川 美穂
弁護士 望月 直子
TEL 0586-26-6266

駅前支所 弁護士 鈴木 含美
弁護士 小出 智加
TEL 0586-26-4455

法律相談は要電話予約
相談料1回5,250円
サラ金・クレジット相談初回無料
一宮市公園通3-30-6
(一宮裁判所交差点すぐ)
愛知県弁護士会所属



離婚・DV・養育費・相続・交通事故

編集協力者/岡西 美子、横井 秀子、吉田 和江、
伊藤 孝司、岩田 宏美

編集・イラスト協力者/後藤 明美

編集・発行/一宮市企画部企画政策課

〒491-8501 一宮市本町2-5-6

TEL 0586-28-8952

FAX 0586-73-9128

eメールアドレス kikakuseisaku@city.ichinomiya.lg.jp

ホームページアドレス http://www.city.ichinomiya.aichi.jp/

*企画政策課のホームページでは、『いーぶん』のバックナンバーがご覧いただけます。